大阪府財政運営基本条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

　　令和六年三月二十八日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府知事　吉村　洋文

大阪府規則第四十二号

大阪府財政運営基本条例施行規則の一部を改正する規則

　大阪府財政運営基本条例施行規則（平成二十四年大阪府規則第七号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （財政評価指標の算定に係る項目）第三条　（略）２　条例第十七条第二項第一号の本来当該年度以外の年度に属すべき歳出として規則で定めるものは、繰上充用金（前年度の予算への繰上充用が見込まれるものをいう。）とする。３―７　（略） | （財政評価指標の算定に係る項目）第三条　（略）２　条例第十七条第二項第一号の本来当該年度以外の年度に属すべき歳出として規則で定めるものは、繰上充用金（前年度の予算への繰上充用が見込まれるものをいう。）及び条例附則第五項の規定による減債基金への積立金とする。３―７　（略） |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　令和五年度の決算の公表に限り、改正後の大阪府財政運営基本条例施行規則第三条第二項の規定の適用については、同項中「繰上充用金（前年度の予算への繰上充用が見込まれるものをいう。）」とあるのは、「繰上充用金（前年度の予算への繰上充用が見込まれるものをいう。）及び大阪府財政運営基本条例の一部を改正する条例（令和六年大阪府条例第十八号）による改正前の大阪府財政運営基本条例（平成二十三年大阪府条例第百三十六号）附則第五項の規定による減債基金への積立金」とする。